

Treaty の一字に修正した旨國務官代理アディイ (Addye) より明治四十四年二月二十五日附公文を以て内田大使宛通告し來つた。蓋し新日米條約第一條に於て日本國民は合衆國の領土内に入國、旅行及居住するの自由ありと規定されて居る。從て一九〇七年の布哇轉航禁止令の明文と扞格するが爲めである。若し扞格するものとすれば米國憲法の解釋上轉航禁止令は新條約實施後日本人に適用し得ざることとなるのである。依て上院は此の點を明瞭ならしむべく決議したのである。固より日本政府は新條約實施後布哇日本人が米本土に轉航自由となることを欲するものではなく、又「アディ」國務官代理の書翰にも此の轉航禁止令は日本人のみならず一切の外國人に無差別に適用されるのであるから、日本政府に於て異議あるものとは思はれぬと言及して居た。之は同長官代理に於て日米新條約の解釋上何等か留保をなさざる限り日本労働者の入國、旅行、住居に付差別待遇の行はれ得べからざるものなることを間接に言明せるものとも言ひ得る。旁々日本政府は右米國上院の留保に異存なき旨直ちに回答した。換言すれば日米新條約締結當時米國政府は其後一九二四年（大正十三年）排日移民法成立の際主張したと異り、同條約第一條は商業に從事する爲めの入國、旅行及居住を規定するものに非ず労働者の入國、旅行等をも包含するものと思考したればこそ米國上院に於ては其の協賛を與ふる際斯かる留保を爲すの必要を認めたものと言ひ得る。

次に上院に於ては日米條約第五條第一項中にある Special Arrangements (特別取極)なる二字を削除し以て Treaty (條約)の一字を挿入することに修正した。其の理由如何と云ふに米國憲法によれば合衆國の大統領は上院の advice 及 consent を得て treaty を締結することになつて居る。そこで大統領は上院の協賛を経る煩を避けんが爲め、特に treaty なる字を避け arrangements なる文字を用ひて外國と協定を結ぶことがある。從て將來米國行政部に於て日本との間に關稅に關し特別取極を上院の協賛なくして協定せらるるが如きこととなつては困ると云ふので斯くの如き修正を行つたのである。右修正は全く米國內政上の理由に出でたのであるから、小村外相は直ちに之に對し同意

を表した。國際條約の批准には一般に留保を爲さざることを例とするが、米國上院に於ては行政部の調印せる條約に對し協賛を與へる際留保を爲すことが屢々である。上院と大統領との關係は日本に於ける樞密院と政府との關係に類似したところもある。

## 第五節 英國との條約改正交渉

### 第一款 關稅協定に關する交渉

小村條約改正中最も主要なるものは英國との交渉であつた。稅權回復を主眼とする小村條約改正に於ては、陸奧條約中最も多くの片務的關稅協定を有して居た英國との條約を改正することが重點であつた。從て小村外相の方針も日本との通商上最も重要な地位を占め、且政治的には同盟の關係に置かれて居た英國との間に列國に先んじ談判を纏めんとするにあつた。依て速早く在英加藤大使に訓令して交渉を始めた。

小村外相の條約改正方針は關稅協定を廢し最惠國待遇の交換に止むるか又は相互關稅協定を締結し、片務的協定關係を一掃するにあつた。英國は自由貿易主義を採用し日本產品の殆んど全部に對し無稅輸入を許して居た故に日本から言へば英國に對し日本產品の關稅輕減を要求する必要はなかつた。即ち英國と相互關稅協定を締結する必要はなかつた。併し小村外相に於て此の方針を貫くときは英國產品は條約改正の結果として他の相互關稅協定を結ぶ外國の產品よりも日本に於て不利益なる待遇を受けこととなるは明である。

加之英國品は陸奧條約によつて協定の利益を受ける程度が最も多かつただけ夫れだけ、公正なる關稅改正を實行する結果最も不利益を受くる結果となつた。綿織物に就て例をとれば晒金巾は陸奧條約で從價割に協定され追加條約

によつて毎方碼十錢と協定されたが、右從量稅は其の後に於ける物價騰昂の結果小村條約改正當時從價八分五厘に相當するに過ぎざる事になつて居た。陸奥追加條約に於ては明治二十七年上半期の價格を基礎とし其の從價一割を從量稅としたが右從量稅は小村改正關稅の基準たる明治四十一年の價格に照して見ると從價八分五厘に輕減されて居た。依て從價八分五厘のものが小村關稅改正に於ては從價二割、即ち約二倍半に引上げらるべきこととなつたのである。然るに事實に於て英國より輸入の主要綿布は夫れ以上の引上げとなり大體三倍半、品種によりては五倍位に引上げられた。其の理由は改正稅率に於て從來の商業名による課稅方法を廢し學術的に稅率の細分を行つた爲めである。當時英國より輸入された優良綿布たる晒金布は改正稅率に於ては稅番二九八號七の乙の三の二即ち「平織布の單に漂白したものにして百平方メートルに付重量二十磅を超えず且五ミリメートル平方内に於ける經緯の絲數四三を超えたるもの」に相當して居た。此の晒金布に對する新舊關稅率を比較すると、前記舊協定稅率每方碼に付十錢は每百斤に換算し六圓十四錢（從價五分に相當す）のものを改正稅率に於て毎百斤二十一圓（從價一割六分に相當す）即ち三倍半近くに引上げられることになつた。換言すれば改正稅率は依然英國產品に對し低きも從來の協定稅率が餘りに低率なりしが爲め其の引上げ高が甚しくなつたのである。從て斯かる稅率の引上げは決して不當なるものではなかつたが、英國は此の點を捉へ日本の引上げは餘り苛酷なりとして轟々たる反対を唱へた。蓋し陸奧條約施行中に於て一般物價が騰貴せらるのみならず其の間に於ける本邦工業發達の結果英國よりは益々優良なる品種の輸入が増加するに至つたから舊協定從量稅率を小村條約改正當時の輸入價格に適用する場合には其の從價割合は一層低率となつたに過ぎないのである。

依て小村外相は是等の事情を釋明し、更に進んで日本と英國との貿易の增加如何は本邦に於ける關稅改正の如き一時的事情に左右せらるゝものに非ず結局將來に於ける日本の經濟力の發達如何に依るものなることを説明した。即ち日英兩國は或る產業に付ては競争の關係にあるを以て日本の產業發達の結果將來或る種の英國産業が日本に對する輸

出貿易を失ふに至ることは止むを得ざることである。併しながら日本が稅率引上げの爲めに或る產業が發達するならば、右發達の結果として夫れ以上に他の物品の輸入額が増加することにならざるを得ない。過去に於ける實例に付て見るに自轉車は陸奧條約に於て國定稅品であつたが爲めに安政條約に於て從價五分のものが、明治三十二年に從價二割五分、明治三十八年に從價三割五分、明治三十九年に從價四割に引上げられた。其の結果日本に於て自轉車製造業は大に發達し、英國より中級以下の自轉車の輸入は無くなつた。然るに之に代へ日本の民力増進の爲め右數次の關稅引上げに拘らず英國よりの高級自轉車及部分品の輸入は更に増加するに至つた。詳言すれば日本に於ける自轉車及他の部分品の輸入額は明治三十二年に於て僅に二十二萬二千圓、内英國より四千圓に過ぎなかつたものが陸奧條約實施後明治三十七年に於ては總輸入額九十五萬三千圓内英國よりの輸入十二萬五千圓となつた。然るに前記從價四割に引上げられた後明治四十二年には總輸入額二百三十六萬八千圓、内英國よりの輸入額は二百十二萬七千圓に達した。

之と同様日本に於ける產業發達の結果必要な機械の輸入は英國の如き工業發達國に仰がざるを得ぬ爲、明治三十五年に於ける輸入總額八百一萬三千圓、内英國よりの輸入額三百七十六萬四千圓であつたものが、明治四十一年には總額三千四百萬圓、内英國よりの輸入額二千萬圓の多きに上つた。斯く日本の工業が次第に發達すれば、自然英國より高級の工業品及び日本工業の生産手段として必要な機械等が益々輸入せらることになる。即ち日本產品の競争との發達力如何に依るのである。日本の工業力が關稅保護によつて盛んとなり、之れが爲め日本の財力が増進せば必然なる綿布等の輸入は將來減少することにならうが、他面之れと競争せざる各種高級工業品の輸入は益々増加せざるを得ないのである。結局日英間貿易の增進如何の問題は關稅引上げ又は引下げの如何よりも寧ろ將來に於ける日本産業の發達力如何に依るのである。日本の工業力が關稅保護によつて盛んとなり、之れが爲め日本の財力が増進せば必然英國產品に對する日本の購買高も増加するであらう。要するに日英間貿易の盛衰如何は日本の將來に於ける繁榮如何と之に應づべき英國工業力の發達如何と云ふことになる。夫れ故英國として日本の穩當なる今次の關稅改正に付苦情

を言ふべきでないことを強調した。

英國は右小村外相の根本的經濟理論よりする説明には耳を傾けんとせず、「チエンバーレーン」關稅調查委員會は「日本改正關稅は外國輸入貿易總額に付て言へば有税品の平均稅率は一割六分より一割三分に及び即ち五割以上引上げとなるところ英國よりの輸入貿易に付て言へば」割五厘より一割七分五厘即ち三分の二方引上げられた。又日本政府に於て關稅收入は四千二百五十萬圓より五千七百五十萬圓に増加すると説明せるに付之を前記二割三分の平均稅率により還元せば改正稅率實施後の有税品輸入額は二億五千萬圓と見積られた計算である。即ち之を最近三個年平均の有税品輸入額二億七千萬圓に比すれば二千萬圓の輸入額減少を見積りたるものゝ如くである。而して右有税品輸入額の内英國品は三分の一を占め關稅の甚しく引上げられたる物品の約半額は英國品なるが故に右二千萬圓の輸入額減少の内其の三分の一乃至半額即ち七百萬圓乃至一千萬圓は英國品の上に歸すべし」と報告をなし、右に基き次の如き要求をなしあつた。

一、亞麻仁油、ペイント、綿絲及綿線、亞麻織絲、綿織物、毛織物及毛綿交織物、綿製手巾、肌衣、フェルト帽、鐵の塊及錠竈に板、真鍮及青銅の筒及管、鐵釘類及瓦斯汽鑊類の十四稅目七十七稅率に付新關稅六分の一乃至二分の一を輕減すること。

二、苛性曹達、苛性加里、曹達灰、金屬木工機械、紡績機械及織布機、絲布染色機械、製紙機械、製糖用諸機械、織布整理機械の九稅目二十稅率に付新關稅据置きを約すこと。

三、協定の方式、上記英國輸入品に對する日本輸入稅率の輕減及び據置の協定は、英國に輸入される日本品が關稅上好遇を受くるに由り之を適用するものなることを約すること。而して右日本側に於ける協定稅率は、英國關稅が佛獨米露各國に於て同様の日本品の受ける關稅待遇よりも概して良好なる限り、引き續き之を受くるを得べき

様定めること。

四、タンク入石油には罐入石油よりも低稅を課し、又天然藍に對する稅率は人造藍の稅率の三分の二以内に止むること。並に工場的規模を以て製造せらるゝ普通の商賣用苛性曹達は分類上「精製品にあらざるもの」として課稅すること。

以上の英國提案の中(一)、(三)は英國の方から日本に對して相當の代價を提供するならば、日本は敢て之に同意するに至らない性質のものであつた。併し其の代價物として英國の與へんとするものは(三)の如き頗る虫の良いものであつた。之は如何に強辯するも相互協定とは言ひ得ざるものである。英國が日本に與へる關稅待遇が佛、獨、米、露に於けるものと大體に於て同様ならば、日本は英國に對して所定の關稅輕減を繼續すべしと云ふのである。併も茲に云ふ佛、獨、米、露の諸國は保護主義國である。又日本は關稅率束縛の義務を負ふのであるが、英國は何等關稅の束縛を受くるものでないから片務的協定である。依て此の方式にては勿論日本は到底同意するを得ないものであつた。尙(四)に關し「タンク」入石油は蘭領印度に於ける英吉利資本の製產に係るもの擁護せんが爲め斯かる提案をなしたものである。罐入は主として米國製のものである。又天然藍は當時印度から輸入されたものであるが、獨逸から輸入の人造藍の爲め壓倒され舊協定稅率にては天然藍及人造藍とも毎百斤一二・九三五(從價一割)であつたものを改正關稅にては天然藍及人造藍とも從價一割基準の從量稅を定め、前者に對して毎百斤三二・七〇、後者に四〇・〇〇を課し日本產天然藍を保護せんとした。英國は兩者の稅差が夫れにては不充分なりとするのである。

右英國の提議に對し英國は日本との同盟國でもあり、又小村外相は當初より英國に對し他國に比し有利なる待遇を與ふる意向であつたから出來得る丈け好意的態度に出づる爲め當初決定の英國に對する非協定方針を改め次の提議を爲した。即ち日本から英國への輸出重要品たる羽二重等に對して英國が現行の無稅據置を約するならば、其の代價を

して日本は英國の綿織物、毛織物、鐵類等に對して三分の一乃至四分の一だけ新關稅を引下げることを約すべしと申出でた。然るに右對案に對し英國政府は「英國は國法を以て關稅を無稅にして居るが、夫れを條約に依り束縛することは出來ない。現在の英國內閣は自由貿易を主義とする自由黨であるが、若し將來保守黨内閣が之に代るが如き場合には外國品に對し關稅賦課の方針を探るに至るかも知れない。從て現政府は其の場合に邪魔となる様な關稅協定を日本と締結することは出來ない。尤も協定の形式に付ては英國は一步を譲り英國が本邦よりの主要輸入品に對し無稅を維持する限り日本は所定の英國品に對し關稅の輕減又は据置を繼續することと改めて差支なしと回答した。斯かる英國側の主張は日本にとつては依然として片務的であるから同意するを得なかつた。茲に於て兩者の意見は衝突し談判は行詰りとなつた。茲に於て小村外相は矢部大藏技師を特に英國に派遣し、在英加藤大使に對し本邦關稅改正の際特に留意して英國產品に對する關稅引上げが甚だしからざる様努めたると、又右引上げ後と雖も英國產品の受くべき負擔は他の列國の關稅に比し甚だ低きが故に改正關稅實施の爲め英國よりの輸入貿易が減少するが如きことは到底豫想し得べからざることを説明せしめた。併し英國政府に於ては依然として日本は英國產品に對し保護を採用する國の產品に對するよりも却て酷なる待遇をなすが如き關稅協定方針を小村外相に於て固守するは其の意を得ずとし、終に小村外相に對し到底此の儘にては條約改正交渉の責を果し得ざる旨の機密電報を送り越すに至つた。併し小村外相としては若し英國との間に片務關稅協定を許すときは米佛等の諸國も亦之に倣ふべく、稅權回復の企畫は茲に水泡に歸すべきものとした。從て殘る唯一の方法は再び改正關稅定率法案を提出し、英國等の提議を參照し小村外相の意思に反して過度の引上げとなりたる改正關稅を是正するの外難關を切り抜けるの途なしとも思考せられた。併し右は對内政策上最も不可とするところであり、關稅協定の採否を帝國議會に對し附與する結果とも見らるべきに付條約締結権に

關する憲法上の解釋よりするも容易に採用し得ざるところであつた。

斯かる日英交渉行詰りの際英國商務大臣から此の際双方に於て専門委員を任命し、先づ日本側に於て如何程迄關稅輕減を爲し得るかを協議し、然る上で英國は羽二重等に對し無稅據置を爲し得るか否か考究しようと提議し來つた。之に對し小村外相は先づ英國に於て無稅據置の約束を爲すべきことを主義として承諾しない限り斯かる内交渉を始めても無用であると主張した。結局將來に於て何等兩國政府を束縛せずと云ふ條件の下に双方の専門委員間に於て審議を開始し、我方よりは専門委員として山座（圓次郎）參事官と前記矢部大藏技師とが出席することとなつた。即ち右専門委員會に於ては（一）若し英國の希望する通り日本が讓歩したならば英國政府は羽二重其の他如何なる日本產物に對し無稅據置が出来るか否やと云ふ點、並に（二）若し英國が日本の希望通り讓歩するならば日本政府は英國產品に對し何程の關稅輕減及據置を許與し得るかと云ふ點を併行して協議を進むことゝした。右非公式交渉に於て日本は大いなる讓歩を爲すべき意向を示したので遂に英國も羽二重其の他如何なる日本產物に對して無稅拘束の約束をしても良いと正式回答し來つた。蓋し交渉當初より英國は其の關稅制度上曾て如何なる外國に對しても未だ稅率の束縛をなしたことなしと主張し來つたが、事實は當時希臘との通商航海條約に於て乾葡萄の收入關稅に對し四分の一減を協定し、之を對償として多數の英國產品に對し希臘關稅の引下げを受けて居た。日本は右實例を引き英國に對し羽二重等に對する無稅拘束の英國關稅制度上不可能ならざるべきことを主張したのである。

斯かる難交渉を経た後日英通商航海條約第八條に於て關稅協定に關する規定が設けられた。即ち其の第一項には「聯合王國の生産又は製造に係る物品にして本條約附屬稅表第一號に列記するものは日本國に輸入せらるゝに當り該稅表に定むる所より多額の關稅を課せらるゝことなかるべし」とし右第一號表中に於て前記英國提議（所載物品中稅番二六六「ペイント」に付二稅率、二七五亞麻織物の内二稅率、

二九八綿織物に付四十六税率、三〇一毛織物及毛綿織物の内五税率、四六二の鐵の内塊及錠、板に付四税率即ち通計五税率、五十九税率のみに付輕減協定を承認した。其の内容は日本新關稅に「ペイント」は三分の一減、亞麻織絲は五分の一減、綿織物に付ては當時に於ける本邦生産に最も關係ある天鵝絨及七平織布の甲の二及三のロ、ハ（五ミリメートル平方内に於ける絲數二十七又は三十五を超えるもの）に付ては四分の一減、其の他に付ては三分の一減、（但し晒したもの又は染めたるものに對する附加税率に付ては改正税率据置）、毛織物は四分の一乃至五分の一減、鐵に付ては鐵、銑鐵及葉鐵に付ては舊協定從量稅率（從價五分及一割）を、薄鐵に付ては改正從量稅率（從價七分五厘）を何れも据置き、電鍍板に付ては改正從量稅率每百二円（從價二割）を一圓二〇錢に減額し、之に對し第八條第二項に於て第一項同様の字句を以て第二號表列記日本製產品は英國に輸入せらるゝに當り關稅を課せらるゝことなきことを記し、右第二號表中には「染め又は捺染せざる」純絹製羽二重、同上の羽二重手巾、銅の塊錠、麥稈其の他の眞田、樟腦及樟腦油、竹製品の籠及編細工、花筵、漆器、菜子油、七寶器の十品が掲出せられた。尤も英國政府に於ては本協定方式を承諾するに際し今後保守黨の政府となり、羽二重等に對し課稅の方針を探るが如きことある場合を慮り第八條第三項として次の如き規定を挿入することを提議し日本は同意した。

但し本條約實施の日より一年を經過したる後何たりとも兩締約國の一方が該稅表中に修正を加へむことを希望するときは其の希望を他の一方に通告することを得、右通告ありたる上は本件の爲商議直に開始せらるべく通告の日より六月以内に商議満足に結了せざる時は通告を與へたる締約國は本條廢棄の爲六月の豫告を一月以内に與ふることを得而して右豫告期間の終了と同時に本條は其の效力を失ふべく、之が爲本條約の他の規定に影響を及ぼすこととなし。

即ち條約實施より一ヶ年經過後は協約國の双方は協定稅率修正の談判をなし得べく若し右商議が六ヶ月以内に纏ら

ぬ時には、其の終りより計算し一ヶ月以内の豫告を以て協定稅率全廢の通告を發し得る。而して右様通告があつた場合には通告後六ヶ月にして協定稅率は全部廢棄せらるべしと云ふのである。尤も其後英國側に於ては反對黨が政權を握つた後にも羽二重等に關稅賦課を欲しが爲め日英協定を廢棄せようと云う問題は起らなかつた。又第一次歐洲大戰中右協定の趣旨を尊重し、羽二重等に對しては特に輸入制限品目中より除外せるが如きことがあつた。本邦側に於ても右第八條第三項は英國側の希望により提議せられた經緯に鑑み大正七年內田戰後條約改正方針審議の際迄は該項の下に本邦より進んで協定稅率修正の交渉を行ふことがなかつた。

尙上記關稅に關する英國提案(1)苛性曹達等の稅率据置に付ては本邦に於て一切拒絕し、(4)の中苛性曹達の分類に付ては條約談判中加藤大使より公式説明を以て之を承諾し、同時に本邦新關稅定率法輸入稅表の稅目及註の適用振り及無稅待遇を受くべき羽二重及羽二重手巾の範圍及經木眞田の無稅待遇の範圍に關し同様彼我全權の間に了解を遂げ之を公表した。

## 第二款 關稅協定以外の事項に關する交渉

日英條約改正は本邦提案に基き交渉せられた。右本邦提案は既に本章第三節第三款に於て述べた通り一般通商條約案二十一ヶ條、特別相互關稅條約案七ヶ條より成つて居た。併し愈々明治四十四年四月三日の神武天皇祭相當日に調印を見た新條約に於ては英國政府の希望により右一般通商條約案及相互關稅條約案を一括して通商航海條約を一本建と爲した。以下交渉中本邦原案に對し修正を加へられた要點を掲げよう。

- (1) 第一條前文冒頭規定入國權に對し修正を加へられた要點を掲げよう。
- (2) 第一條第一項の第五號に於て不動產の所有に關して相互條件の下に最惠國待遇を認むることとした。

前述の如く小村條約改正方針に於ては不動産の所有に對しては條約中何等の規定を設けず國法により處理することとなつて居た。然るに英國はせめて條約中に最惠國待遇の保障だけにても規定せんことを要求したるにより之れを同意した。尤も右最惠國待遇は明治四十三年の外國人土地所有權法に合致せしむる爲め國法の定むる範圍内に於て且つ相互條件の下にのみ之を與ふることを明かにする爲め又條約中の字句は「國法に依り別國の臣民又は人民が取得占有することを得、又は得ることあるべき各種の動産及不動産を相互の條件に反せざる限り取得占有するの完全なる自由を享有し」と規定した。

(三) 第一條第一項第七號として租稅、手數料等の納付に關し内國民待遇及最惠國待遇を認め、又第八號として新たに保稅庫入に關する便益、獎勵金及戻稅に關し内國民待遇を認めた。

本邦提案に於ては第七號所載事項は國民待遇に止めたが、英國は更に最惠國待遇を求め所謂二重保證 (Double Guarantee)としたのである。因に一般泰西諸國間の例としては最惠國待遇よりも國民待遇の保障を受くる方一層有利なりとするも、亞細亞諸國との關係に於ては外國人に特權を與ふる場合ある爲め(例へば永代借地權の如き)却て最惠國待遇の方が國民待遇よりも有利なる場合がある。依て右様英國は二重保證を要求したものと見える。第八號は本邦に於て國產保護の爲め輸出獎勵金を與ふるが如き場合に備へるが爲め英國側より提議したるものである。

(四) 第四條に規定する領事官の特權に關する最惠國待遇に於て本邦提案に於ては「相互條件に依り」なる字句があつたのを削除し、又第五條第三項として死亡者の財產管理に關する領事の特權に付無條件最惠國待遇を認むることとした。

蓋し其の理由は斯く相互條件にして置くときは、英國人が日本に於て死亡せる場合其の財產管理を英國領事が第三國領事と同様、死亡者の遺族に代つて爲さんことを要求する場合夫れと同じ様な特權を英國に於て日本領事官に對し

附與せねばならぬこととなる。然るに英國に於ては他國と領事職務條約を締結する例は殆どなく、從て一般外國領事官に特權を附與する程度が少なきに付右相互條件付を不便とするが爲めである。

(五) 第六條末段に於て締約國民は其の所有し又は傭船せる船舶に貨物を積載し他方の開港場に入港し通商をなし得ることに關し内國民待遇を認めた。

蓋し十七、八世紀の通商に於ては船主と積載貨物の所有者とは同一人に屬するを原則とせしに付舊式條約に於ては此種規定を設くることが一般の例であつた。然るに十九世紀に入りては船主と積載貨物の所有者とは寧ろ同一ならざるを以て原則とするに至つた。故に、新式條約に於ては船舶と貨物に關する規定を別々に規定することとなつた。其の結果として新式條約に於ては其の保護を受くべき客體を定むるに船舶に付ては船籍に關する規定を設け(日英條約第十八條)、貨物に付ては其の所屬者締約國人に屬すると否とに拘らず苟くも締約國に於て生産せらるゝものならば條約規定(同上第七條乃至第九條)を及ぼすこととした。依て本邦提案にては本條末項の如き舊式條約の規定は設けざりしも、英國は其の存置を欲したるに付本邦に於て之に同意したのである。本規定追加の爲英國人に所屬して居る船舶ならば前記第十八條に基き英國々旗を立て居らずとも、又英國人が第三國の船舶を傭船して居る場合にも通商に關し條約上國民待遇を有することとなるのである。

(六) 本邦提案に於ては輸入關稅に關する最惠國待遇等の規定は、短期豫告を以て廢棄し得べきものとする爲め是等を纏めて特別關稅相互條約に挿入することとなつて居た。然るに英國政府に於ては最も重要な是等輸入稅に關する規定等を短期豫告を以て廢棄し得べきものとするは面白からずとし之を一般通商航海條約中に併合することとした。

因に其の後に於ける經驗によれば本邦としても是等輸入稅に關する最惠國待遇と入國、居住、產業等に關する一般

條約とは之を併合するを可とするのを認めた。之を分離するときは本邦國民の入國を悦ばざる外國は單に關稅に關する條約のみの締結を以て満足せんとする傾向を有するに至つた。然るに小村條約改正に於て右様分離を可とする理由は、所謂稅權回復に餘りに重きを置いた結果であつて、對外輸出貿易及對外邦人の發展は第二次に置かれた爲めと思はる。

(乙) 第十一條として締約國生産物に對し内國稅賦課に關し内國品待遇を規定することとした。  
尤も本條に於ては陸奥時代の日獨條約第九條第二項に定むるが如き外國輸入品と等しき内國產貨物なき場合には消費稅設定を不可とするが如き制限を設けなかつた。

(丙) 第十三條として見本品の無稅輸入に關する規定を設けることとした。尤も右無稅輸入は商業價値の無い純然たる「サンプル」のみに限定した。(改正關稅定率法第七條の十三號)

(午) 第十四條として商業會議所等の公認商業團體に對し旅商(Commercial traveler)を請求することあるべき證明書の發給權限を認めることとした。

旅商なるものは泰西文明國間の通商に多數行はれて居る。旅商とは例へば日本から見本品を澤山所持して外國に行き、併も其の見本品は第十二條に規定せる如き單なる布帛斷片の如きものではなく、現實賣買の目的となるべき反物の如きものも持つて行くのである。而して右現實の見本により注文を取つて歸國し、後注文品を送るのである。斯かる者が多數外國より來る時は其の國に店舗を構へる國內同業者は競争上不利を蒙ることとなる。何故なら其の旅商の取る注文によつて外國品が直輸入されることになり、而も旅商は營業の爲め固定せる住所を有せず、又店舗も設けて居ないから家屋稅、營業稅、所得稅等の納付の義務を有せず、從て非常に低廉な經費で營業し得る爲めである。其の結果旅商の活動の爲め當該國の同業者は壓迫を受け易い。斯かる旅商に對し見本證明を與ふべき權限を商業會議所に

與へ之を取締らしめんと云ふのが本條の目的である。

(ナ) 第十六條として締約國船舶の積載せる貨物、旅客に對し内國船待遇を認むることとした。

(ハ) 第十八條として船舶の船籍證書の決定に關し相互の國法に遵由すべき規定を設けた。

船籍は一般に其の掲ぐる國旗により判断され、又自國人の所有する船舶に限り自國々旗の掲揚を許すを例とするも(船舶法第一條)然らざる法制を採用して居る國もある。又同じ英國船にても自治領に船籍を置くものがあり、日本にても關東州、朝鮮等に船籍を置くものがある。依て日英條約に於ては日本國法に從て日本船舶と認められるものは英國に於ても之を日本船舶と認めることになつた。從て日本の租借地である關東州等に在籍する船舶も日本の國法に依り之れを日本船と認むる限り英國も之れを日本船舶と認めなければならぬこととなつた。之に反し英領印度及濠洲等英國自治領の船舶は如何なるかと云ふに、英國船舶法に於ては之が英國船舶となる場合と單に英領印度又は濠洲の船舶となる場合がある。依て條約にては其の内容に立入つて考へず、英國法に於て英國船舶と認められる場合ならば英國船舶と認めるることに規定したのである。

(サ) 第二十一條第二項として通し船荷證券(Through-Bills-of-Lading)による旅客及貨物の運送は沿岸貿易の範圍より除外することとした。

英國倫敦から神戸經由横濱に品物を送る場合倫敦に於て横濱迄の通し船荷證券を出した場合は神戸に一旦該貨物を陸揚し、次の英船で神戸から横濱迄運送しても差支なすこととなつた。普通ならば神戸から横濱迄の貨物の輸送は沿岸貿易であるから英船には許さない。併し例外として斯かる通し船荷證券がある場合に限り途中神戸にて外國船に積換へ横濱迄の運送をなし得ることになるのである。

(シ) 第二十三條として難破船救助の規定を設けることとした。

之は英國政府の要求により追加したる規定にして陸奥條約第十二條の規定に代るべきものである。

(イ) 第二十四條一般的最惠國待遇の中より本邦提案第十八條中に在る「本條に於て反対の明文ある場合を除くの外」なる一句を削除し、之に代へ陸奥條約同様「總て最惠國の基礎に置くの意思なるに因り」の一句を存置することとした。更に本條の下に最惠國待遇享受の客體は兩締約國臣民のみならず船舶に擴及し「兩締約國は各締約國の通商、航海及工業を總て最惠國の基礎に置くの意思なるに因り通商、航海、及工業に關する一切の事項に付其の一方が別國の船舶又は臣民若は人民に現に許與し又は今後許與することあるべき一切の恩典、特權、又は免除を即時且無條件にて他の一方の船舶又は臣民に及ぼすことに同意す」と規定した。

(ロ) 第二十五條として本邦提案特別關稅條約案第五條を採用し國境地帶内の國境貿易及内國民漁業並に内國民漁業に準ぜられる(Assimilated National Fishery)日本國近接外國領水内漁獲物及水產物の輸入に關する事項是最惠國待遇の除外例たることを認めた。

國境地帶の住民の便宜の為に、此の地帶内に關する限りは無稅で自由に輸出入し得るのが一般の例である。依て條約の中に明文が無くても國境地帶の貿易は一般に最惠國待遇の除外例とする慣例となつてゐる。又内國民漁業(National Fishery)とは、例へば日本の領土で船舶を繕装し南洋方面に遠洋漁業を行ふ場合を指し、之より獲たる漁獲物を當該漁船に積載の儘日本に輸入する場合には關稅定率法第七條十九號により之を無稅として居る。日英條約に於ては本邦側の要求により斯かる内國民漁產のみならず、之に準ずるものも無稅輸入をなし得ることとした。之に準ずるものとは明治四十年七月の日露漁業條約第十二條に基き沿海州及黑龍江州に於て漁獲せる一切の魚類水產物を意味することは條約改正の際兩國間に了解が遂げられた。

(ハ) 第二十七條に於て條約期間を十二ヶ年とし(本邦提案は十ヶ年とす)、又第二十六條に依り加入の屬領地は期限

内何時にも一ヶ年の豫告を以て脱退し得べきを規定することとした。

(イ) 本邦にては永代借地權は條約改正交渉の際土地所有權に更改する旨を約せしむる方針であつたが、其の目的を達せなかつたに付調印當時加藤大使は聲明書を以て之が解決を別の商議に譲ること、又新條約中に、何等之が尊重に關し言及するところなきも、之が爲めに永代借地權者の地位に何等の影響を及ぼさないことを約した。

(ロ) 最後に新條約調印と同時に別に兩國全權間の聲明を以て兩國政府の孰れか一方が萬國工業所有權保護同盟條約より脱退せんと欲するときは該條約の規定事項に付相互に兩國臣民を保護せんが爲め特別取極を締結すべきことを約した。

右は本邦條約改正沿革上英國政府が本邦に於ける工業所有權の保護を重視せるが爲めである。

### 第三款 海外領土、植民地等の條約加入に關する交渉

小村改正通商航海條約案第十九條及特別相互關稅條約案第四條に於ては「本條約の規定は各締約國の領有し又は管治する一切の地域に適用すべし」と規定し、締約國一切の領土に適用するを以て原則とした。然るに英國への改正條約案には英國政府の意向を迎へ「但し大不列顛國皇帝陛下の左記植民地及海外屬地は此限に在らず」と掲げ、右條約の適用より除外せらるべき地域としては印度、加奈陀領地、「ニュー・フォンドランド」、喜望峯植民地、「ナタル」、濠洲聯邦及「ニューアジランド」を揚げた。尤も同條第二項により是等英國自治領は條約批准書交換の日より一ヶ年内に在東京英國代表者より其の規定を是等自治領等に適用したきことを日本政府に通知したる場合は之を適用すべきものとした。

本條約第一項中に規定するところの所謂管治する地域(Territories administered by……)とは我に於て關東州

租借地に條約を適用するの意向を以て特に斯かる字句を使用したのであつた。然るに條約改正交渉の際英國政府に於ては右様字句を用ひ、相互の租借地に對する條約適用を表面化するときは支那の感情を害するの虞れありとした。依て日英改正條約第二十六條に於ては、右管治する地域と云ふが如き字句は之を削除し、相互の管治する關東州又は九龍及威海衛に付ては秘密交換文書を以て日英通商航海條約の規定を適用することを約した。尙同第二十六條に於ては陸奥條約第十九條と異り自治領たる英國海外領土、のみならず一切の植民地、屬地又は保護領をも條約適用區域外とし、二ヶ年内に在東京英國代表者より加入の通告を爲した場合に限り條約を適用することに改めた。尤も右二ヶ年の條約所定期限内に印度及自治領以外の英國植民地等は改正條約に加入するに至つた。即ち大正元年十二月三十一日付を以て在本邦英國大使は「ニューフォンドランド」を加入せしめた旨、次いで大正二年三月三日付を以て同様海峽植民地及錫蘭を加入せしめた旨を申入れ、最後に大正二年四月二十二日付を以て「バハマズ」、「ベルムダ」、「バルバドス」、英領ギアナ、英領ホンジュラス、サイピラス、東アフリ加保護領、フォークランド諸島、馬來聯邦（ペラク、セランゴール、ネグリ・セムビラン、ペハン）、ガムビア（保護領を含む）、ゴーランド・コースト（アシヤンチ及北部屬地を含む）、グレナダ、香港、ジャマイカ（ターケス及カイコス諸島並にカaiman諸島を含む）、リーワード諸島、（アンチグア、モント・セラット、セント・クリストファー・ネヴィス、ヴァジン諸島、ドミニカ）、モールタ、モーリシアス、北部ナイジリア、ニアサランド保護領、セント・ヘレナ、セント・リュシア、セント・ヴィンセント、セーシエル、シェラ・リオニ（保護領を含む）、スマリランド保護領、南部ナイジリア（保護領を含む）、ツリニダード及トバゴ、及ウガンダ保護領を加入すべく旨の通告があつた。

之に反し英帝國自治領たる加奈陀領地、喜望峯植民地、ナタル、濠洲聯邦、及「ニュージエランド」は條約加入期間内に何等通告がなかつた。是等自治領が加入を難しとする所以は其の領土内に亞細亞人排斥法を有するが爲めと

是等自治領主要生産物は羊毛、牛脂等の無稅若は低稅の原料品たるか又は小麦、小麥粉、木材等の如き國定稅品なるが爲め條約に加入すると然らざるとにより何等本邦の關稅待遇上差異を生ぜざるによるものである。

尤も右の中加奈陀は日本との通商關係を増進したき意向を有し、之が爲め既に陸奥條約時代明治三十九年一月三十一日付を以て兩國間に日本加奈陀間の通商に關する條約締結せられ、右により加奈陀は其の儘日英條約に加入することとし、加奈陀の希望せざる日本移民の出國制限に付ては明治四十年十一月加奈陀勞働大臣「ロドロフ・ルミニュー」（Rodolph Lemiuox）來朝を機とし、林（董）外相との間に所謂「ルミニュー」協定なるものが内密に締結せられた。其の内容は米國との移民に關する紳士協約と異り加奈陀行勞働者の種類を（一）再渡航者及其の妻子、（二）在加日本人家庭の使用人、（三）組合農耕者、（四）在加農業者に對する補助者に限定し、且つ其の加奈陀行旅券の一ヶ年發行高は四百人を超えるものとした。然るに明治四十三年七月十六日に至り小村外相は陸奥日英條約同様前記明治三十九年の日加條約に對しても廢棄通告を爲した。其の結果加奈陀に於て日英改正條約に再び加入せざる限り他の自治領と等しく無條約關係に入るべきに付先づ明治四十四年七月七日付を以て暫定取扱調印せられ、相互に通商航海に關する最惠國待遇の交換を保障することとなつた。其後小村外相は在「オタワ」總領事中村（魏）をして加奈陀政府との間に日英條約加入に關する交渉を開始せしめたが、其の結果大正二年二月七日及三月五日「オタワ」に於て「ボルデン」（R. L. Borden）加奈陀總理大臣と中村總領事との間に加奈陀の條約加入に關する公文交換が行はれ、大正二年五月一日付在本邦英國大使よりの通告により加奈陀は改正日英條約に正式加入することとなつた。前記加奈陀政府と在「オタワ」中村總領事との間の交換公文に於ては加奈陀總理大臣より加奈陀上下兩院が日英條約に加入に關する法律を制定するに當り、右日英條約は加奈陀に於て外國人移住に關する來往法の何れの條項をも廢棄し、又之に影響するものと認められるべきこと並に同條約第八條即ち關稅協定に關する規定は之を加奈陀に適用せざるものと認めたき

ことを申入れ、帝國總領事より承認の回答を與ふると同時に右加奈陀に於ける外國人來住法が日本人に對し何等差別待遇なるべきことに付念を押したるに對し、總理大臣は之を確認せるものである。尙在「オタワ」帝國總領事は加奈陀の條約加入に付加奈陀政府に對し安心を與ふる爲め改正日米條約調印の際内田大使が米國國務長官に對してなしたるところに倣ひ四月十一日付を以て左記宣言を加奈陀政府に手交した。

「オタワ在勤日本總領事たる下名は本國政府の委任を受け左の通宣言するの光榮を有す。  
日本帝國政府は労働者の加奈陀移住に關し千九百八年以來實行し來りたる制限及取締を從來と均しく有效に維持するの覺悟なり。」

千九百十三年四月十一日」

## 第六節 獨逸との條約改正交渉

### 第一款 獨逸關稅制度

小村條約改正當時に於ける獨逸關稅制度は國定協定制度、又は單に協定制度と稱せられるもので相互關稅協定と無條件最惠國條款の採用を以て通商政策の基調として居た。即ち獨逸は一九〇一年（明治三十五年）十二月二十五日に新關稅定率法を制定し、之を基礎として露、白、奧匈、伊、ルーマニア、ブルガリア、セルビア、希臘、瑞典、諾威、丁抹の諸國の間に廣汎なる相互的關稅協定を締結した。之が爲め獨逸を中心として所謂中歐協定制度（Central Conventional System）なるものが成立した。其の結果として、中歐諸國間に於ては一九〇七年（明治四十年）一月一日を以て發效する期間十ヶ年の多數の關稅協定を包含する通商航海條約が調印され、是等諸條約により歐洲諸國

間に於ける關稅は輕減され、又輕減の結果は無條件最惠國條款に依つて英佛一切の條約國に擴大され、茲に歐洲の相互間に於ける關稅關係は長期間安定を得た。此の事態は第一次歐洲大戰前迄續き、此の期間歐洲諸國間の通商は史上未曾有の大發展を遂げたのである。獨逸國の通商は特に增進の率目覚ましく其の總額は遙かに米國を凌駕し、將に英國の壘を摩さんとする勢であつた。小村條約改正に於て其の交渉開始前先づ明治四十三年に關稅定率法を改正し、夫れを基礎として各國との交渉を始めたのは此の一九〇二年の獨逸の遣り方に則つたものである。

一九〇二年の獨逸新關稅法は各國との關稅協定の準備として作られたものであるから先づ之に便する爲め稅率數を甚しく増加した。其の稅番數は九四六の多きに及び之を一八七九年（明治十二年）の關稅法に於ける稅番數一八七に比較すると約三倍に及んで居る。即ち斯く稅率の數を多くした理由は一國と關稅を協定する場合、當該國の特產物に相當する稅率を輕減し、第三國產品が無條件最惠國約款により之に均霑せんことを防止せんが爲めである。無條件最惠國約款は通商自由の上に於て大に利益があるものであるが、第三國をして不當に利益を得せしむることがある。之を防止する爲めに一般に稅目的細分を行ひ（Specialization）之が均霑の範圍を減却せんとしたのである。獨逸新關稅法は其の模範とも云ふべきものである。次で獨逸新關稅法に於ては來るべき條約交渉の武器とする爲め豫め產業、財政の必要以上に稅率を引上げて置いた。斯く豫め外國との通商交渉を便宜にする爲めに必要以上に稅率を引上げ又は稅率の細分を爲すものを交渉關稅率（Negotiation Tariff）と稱するのである。尙獨逸は一九〇二年新關稅法に於て各國との關稅協定の爲めに農產物保護に支障を來さない様に、農產物のみに對しては複關稅法を採用した。即ち農產物に對し一般關稅率を設くる外、特別規定を以て裸麥に對しては百キロ五マーク、小麥に對しては同五マーク半、麥芽用大麥に對しては同四マーク、及燕麥に對しては五マークと云ふ最低稅率を設け、外國との協定により之れ以下に引下ぐべからざることを定めた。